令和元年(納)第2号

## 課徵金納付命令書

東京都千代田区九段北四丁目3番29号 ニチレキ株式会社 同代表者 代表取締役 《 氏 名 》

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお,理由中の用語のうち,別紙「用語」欄に掲げるものの定義は,別紙「定義」 欄に記載のとおりである。

## 主

ニチレキ株式会社(以下「ニチレキ」という。)は、課徴金として金25億7775万円を令和2年1月21日までに国庫に納付しなければならない。

#### 理 由

### 1 課徴金に係る違反行為

ニチレキは、別添令和元年(措)第2号排除措置命令書(写し)記載のとおり、他の事業者と共同して、舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格を引き上げ又は維持する旨を合意することにより、公共の利益に反して、我が国における舗装用改質アスファルトの販売分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第7条の2第1項第1号に規定する商品の対価に係るものである。

### 2 課徴金の計算の基礎

(1)ア ニチレキは、舗装用改質アスファルトの製造業を営んでいた。

イ ニチレキが前記1の違反行為の実行としての事業活動を行った日は、平成 24年9月27日以前であると認められる。また、ニチレキは、平成27年 9月28日以降、当該違反行為を行っておらず、同月27日にその実行とし ての事業活動はなくなっているものと認められる。したがって、ニチレキに ついては、当該違反行為の実行としての事業活動を行った日から当該違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が3年を超えるため、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、実行期間は、平成24年9月28日から平成27年9月27日までの3年間となる。

- ウ 前記実行期間における舗装用改質アスファルトに係るニチレキの売上額は、 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第5条第1項の規定 に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、368億2507万 1362円である。
- (2) ニチレキは、独占禁止法第7条の2第12項第1号の規定により、公正取引 委員会による調査開始日である平成30年5月29日以後、課徴金の減免に係 る報告及び資料の提出に関する規則(平成17年公正取引委員会規則第7号。 以下「課徴金減免規則」という。)第5条に規定する期日までに、課徴金減免 規則第4条及び第6条に定めるところにより、単独で、公正取引委員会に前記 1の違反行為に係る事実の報告及び資料の提出(既に公正取引委員会によって 把握されている事実に係るものを除く。)を行った者であり、当該報告及び資 料の提出を行った日以後において当該違反行為をしていた者でない。また、当 該違反行為について,独占禁止法第7条の2第10項第1号又は第11項第1号 から第3号までの規定による報告及び資料の提出を行った者の数は5に満たな いところ、これらの規定による報告及び資料の提出を行った者の数と、同条第 12項第1号の規定による報告及び資料の提出を行った者(以下「調査開始日 以後の申請事業者」という。)であってニチレキより先に課徴金減免規則第4条 第1項に規定する報告書の提出を行った者の数を合計した数は5に満たず、か つ、調査開始日以後の申請事業者であってニチレキより先に同項に規定する報 告書の提出を行った者の数を合計した数は3に満たない。したがって、ニチレ キは、独占禁止法第7条の2第12項の規定の適用を受ける事業者である。
- (3) ニチレキが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、前記368億2507万1362円に100分の10を乗じて得た額から、同条第12項の規定により当該額に100分の30を乗じて得た額を減額し、同条第23項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された25億7775万円である。

よって、ニチレキに対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき、主文の

とおり命令する。

令和元年6月20日

公正取引委員会

委員長 杉 本 和 行

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青木 玲子

委員 小 島 吉 晴

注釈 《 》部分は、公正取引委員会事務総局において原文に匿名化等の処理をしたものである。

# 別紙

用語	定義
舗装用改質アスファルト	ストレートアスファルト (原油を常圧蒸留装置,減圧蒸留装置等にかけて得られる残留瀝青物質をいう。) に熱可塑性エラストマー,ゴム,熱可塑性樹脂等の改質材を加えるなどして,性状を変化させたアスファルトのうち,道路等の舗装に用いるアスファルト合材の素材となるもの